

2022年度法学研究科博士前期課程入学試験問題

科目：知的財産法

以下の各文章について、正しい場合は「○」、正しくない場合は「×」を記載し、いずれの場合にも、その理由を述べよ。

1. 人間を診断する医療機器の発明は特許を受けることができるが、人間を診断する方法の発明は特許を受けることができない。
2. 同一の発明について異なった日に二以上の特許出願があったときは、最先の特許出願人以外の特許出願人は、いかなる場合であってもその発明について特許を受けることはできない。
3. 同一の発明について同日に二以上の特許出願があったときは、特許庁長官が行う公正な方法によるくじにより定めた一の特許出願人のみがその発明について特許を受けることができる。
4. 特許権者は、その特許権を無過失で侵害する者に対しても、差止請求をすることができる。
5. 新聞記事は事実を対象とするものであるため、著作権による保護を受けることができない。
6. 職務著作の成立要件は、著作物の種類によって変わることはない。
7. 著作物を利用する者は、その著作物にどのような著作者名の表示をすべきかについて、その著作者に確認せずに、自分で決定しても氏名表示権の侵害とならない場合がある。
8. 著作権者は、その著作権を侵害する者に対して、侵害が故意に行われた場合に限り、損害賠償請求をすることができる。
9. 意匠登録出願は、特許出願や商標登録出願と同様に、出願公開がされる。
10. 視覚によって認識することができない標章は、商標登録を受けることができない。